

第 19 回赤村農業委員会総会会議録

招集日時	平成28年 1月21日(木) 9時00分
招集場所	赤村住民センター 研修室2・3
開 会	平成28年 1月21日(木) 9時00分宣告
一、本総会の出席委員は次のとおりである。(議席順)	
1番委員	秋 元 善 照 (議長)
2番委員	三 橋 淳 一
3番委員	宇都宮 正 彦
4番委員	春 本 英 世
5番委員	加 未 啓 二
6番委員	木 村 義 明
7番委員	金 子 司
8番委員	春 本 敏 典
10番委員	鷺 谷 又 美
11番委員	在 津 圭 太
12番委員	大 場 信 司
14番委員	原 廣 和
15番委員	田 口 実
16番委員	春 本 清 治
二、本総会の欠席委員	
9番委員	宮 原 マツ子
13番委員	中 田 守

三、本総会の書記は次のとおりである。
書 記 瓜 生 覚
四、本総会に職務のため出席した者の職氏名。
事務局長 荒 木 錠 治
書 記 瓜 生 覚
主 査 荒 尾 剛
五、本総会の議事案件は次のとおりである。
・議案第38号 農地改良行為について
・議案第39号 農用地利用集積計画について
・議案第40号 農用地利用集積計画について
・その他
(9時00分開会)

秋元議長 それでは定刻になりましたので、只今より第19回赤村農業委員会総会を開会します。それでは第19回農業委員会総会の議事録署名人を指名します。10番委員鷺谷委員さん、11番委員在津委員さんよろしく申し上げます。後は省略します。今日は10時から委員研修を予定していますのでスムーズな議事をよろしく申し上げます。それでは議案第38号の説明を事務局よろしく申し上げます。

瓜生書記 (議案第38号 農地改良行為について、朗読説明を行う。)

秋元議長 事務局の説明が終わりました。これは11月に一度出たぶんですね。地元委員さんの説明をお願いします。

木村委員 ●●●●●さんの息子の●●●●●さんよりお話がありまして、今回の農業委員会にかけてくださいということでみなさんよろしく申し上げます。

秋元議長 はい。地元委員さんの説明が終わりました。この件に関し

て質問等ご意見のある方。

春本敏典委員 はい。ここに施工期間1月21日から2月25日とあるけど、道だけを造ってまた1ヶ月たったら元に戻すわけ。

瓜生書記 いえ、この1ヶ月で進入路を造って据え置きです。元には戻さないです。

春本敏典委員 わかりました。

秋元議長 他には。

原委員 これ施工の字が間違っとるね。

瓜生書記 すいません。修正をお願いします。

秋元議長 他にないですかね。なければ採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。それでは続きまして議案第39号の説明を事務局をお願いします。

瓜生書記 (議案第39号 農用地利用集積計画について、朗読説明を行う。)

荒尾主査 (農地中間管理事業の説明を行う。)

秋元議長 それでは地元委員さんの説明を山浦からお願いします。

在津委員 はい。12月に●●さんの方から話がありまして、●●●●さんの方が現在農業できる状態ではないので、●●●●さんに依頼があったそうです。よろしくをお願いします。

秋元議長 はい。地元委員さんの説明が終わりました。これに対して意見のある方。なければ採決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。続きまして下赤説明をお願いします。

田口委員 はい。●●●●さんが長年病気で作れてないので、今までは●●さんが作っていたんですけど、●●さんも病気をして今少しずつ田んぼを減らしていきよんですよね。それで●●●●さんに頼んで作ってもらうことになってます。よろしくをお願いします。

秋元議長 地元委員さんの説明が終わりました。この件についてご意見のある方。

金子委員 今話を聞きますと、利用権設定期間が再になっとるけど新じゃないんですか。●●●●さんが新たに作るなら新規契約

- ですよね。
- 瓜生書記 すいません。2番目下赤のぶんの利用権設定期間再を新に修正をお願いします。
- 秋元議長 他に何かありませんか。なければ採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 秋元議長 出席者全員で可決します。続きまして上赤2件一緒をお願いします。
- 田口委員 はい。●●さんも●●さんも前から●●さんに作ってもらっていて、今回も引き続き再契約ということになります。よろしくをお願いします。
- 秋元議長 はい。地元委員さんの説明が終わりました。この件についてご意見のある方。なければ採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 秋元議長 出席者全員で可決します。続きまして小内田をお願いします。
- 宇都宮委員 はい。これは●●●●さんの長男坊の嫁で、この間長男坊の●●君が家に来て、嫁が野菜を作るので父親から借りることでした。よろしくをお願いします。
- 秋元議長 はい。地元委員さんの説明が終わりました。この件についてご意見のある方。なければ採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 秋元議長 出席者全員で可決します。続きまして最後の●●さんの件ですが質問の方。
- 大場委員 すいません。これは協力金っていくらなんですか。
- 荒尾書記 ●●さん場合約6反3畝が対象となり、0.5ha以上2ha以下の所に該当しますので50万円ですね。
- 大場委員 交付要件が10年以上機構に貸付けと書いてるけど、議案には年数書いてないけど実際何年貸すんですか。
- 荒尾主査 10年です。補足説明ですがお手元の資料は平成27年度までの要綱なので、平成28年度に新しい要綱になって変わっている所がありましたら、また農業委員会の総会の中で説明させて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
- 原委員 もう一つ荒尾君に聞きたいんですけど、これは貸し付けをしとる所はもう契約が切れても駄目ってことですよ。

荒尾主査 今貸し付けをしてる所をそのまま貸すってことはできないんです。

原委員 いや、契約が切れた場合。そのうち病気でとか農業ができなくなったからまるっきりできなくなった時に、そういう時は貸すってことはできんわけよね。

荒尾主査 推進機構に貸すぶんはできるんですけど、協力金の対象になるには1年間自作地で持つとかなないけないんです。

原委員 1年間待ってって50万貰えるんならいいね。貸し手を探して来て今までならこれは、●●さんが直接貸しよったわけよね。でも今度は受け手と借り手を探して来て、そこに行けば極端に言えば貰えるってことやろ。待つばい、みんな1年ぐらい。

大場委員 これって要は、鷺谷さんが農地中間管理機構に貸し料を払わんでいいってことやろ。

荒尾主査 いえ、貸し料を農地中間管理機構に払って中間管理機構から●●さんに払う形になります。

大場委員 金額とかを書いてないけん分からんわけよ。このままじゃ無償貸し付けともとれるよね。

荒尾主査 金額に関しては全体で●万円。金納で進めていますので。

大場委員 6反で●万円ってこと。

田口委員 借り手が払わないけんわけ。

荒尾主査 そうですね。借り手が●万円ですね。●万円で契約される予定ではあります。

大場委員 10年間で●万なん。1年間で●万なん。

荒尾主査 年間ですね。推進機構を利用する場合、物納という形がとれないので金納で契約という形になります。金額は決まっているわけではないので、ある程度出し手さんの希望を聞いたうえでの契約となりますけど。

金子委員 もう一点気になるのが、鷺谷さんが次のページで借りることなるとるけど、これにあがった時に公募かなんかしてこの人に貸すようなあれになるんですか。

荒尾主査 出し手さんについては、今回10月に公募があったぶんです。受け手さんについては年度通して募集かけてるんですけど、出し手さんについては年に2回、5月と10月に公募があります。この際に申し出ていただければ、出し手さんの対象になりますね。

鷺谷委員 私が説明するのもあれですから、休憩におとしてもらえれば。

秋元議長 そしたらちょっと休憩にします。
(暫時休憩)

秋元議長 再開します。そしたらこの件に関しましては、もう採決をとりたいと思います。賛成の方。
(全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。それでは議案第40号に移りたいと思います。
(農業委員会等に関する法律第24条により、鷺谷委員退席)

秋元議長 それでは事務局説明をお願いします。

瓜生書記 (議案第40号 農用地利用集積計画について、朗読説明を行う。)

秋元議長 事務局の説明が終わりました。これは荒尾君が説明するんかね。

田口委員 第40号の上のハスワのぶんですが、これは貸し手が●●●●となってるけど、土地の名義は親の●●●●さん名前なんです。●●●●さんの名義のままだからこれができないということで、こっちの利用権設定の方にまわってきとんです。名義が変わってないから中間管理機構の方に入らなかったんです。

春本英世委員 名義が変わっとけば福岡県のあれに入れたんやね。親の名義のままなんたいね。

原委員 そしたらちょっといいですか。そういうことやったら上の段のぶんですが、これだけ鷺谷さんが10年間直接契約するってことですかね。

田口委員 そうです。地蔵の木の基盤整備した2筆は●●●●さんの名義になっとるけど、ハスワのぶんは●●●●さんの名義のままなんです。だから●●●●さんが名義を変更しなくちゃいけないのですよ。だけど変更してないけんこれが除外されとんですよ。

春本英世委員 なら●●●●さんの名前で出せばよかったのに。

田口委員 いや、●●●●さんの名前で出したら全部できんわけよ。ここは●●●●ってなっとうけど事務局の間違いだと思うんですよ。ハスワのぶんだけは●●●●さんになっていないと。

荒木事務局長 ちょっと説明させてください。

荒尾主査 今田口委員さんが言われている通り、ハスワの●●●についてはまだ相続ができていません。それで推進機構の方に確認したところ、こういった土地については相続が終わった時点で、登記ができたなら土地を推進機構に貸してくださいということになっています。ただ今の状態だと推進機構が受け付けてくれないので、じゃあそういった場合はどうしたらいいのか確認したところ、そこは直接利用権設定を結んでくださいということでした。ただこの登記が終わった時は、速やかに推進機構に貸し出してくださいということでした。

原委員 それで今10年間という契約になつとるでしょう、個人個人が。登記しかえるのは、例えば今年とかにしかえるんやろ現実は。

荒尾主査 登記の時期はわからないですね。

田口委員 今月に登記した場合は、福岡県のあれに入ってしまうったい。

原委員 そこに10年間のはボツにして入れるわけ。

荒尾主査 仮に登記を今年するじゃないですか。登記をした場合は、直接利用権設定してるぶんを解約してから推進機構に貸し出す形になりますね。

原委員 農業を辞めるということは、自分の持つとる田を全部ここに貸し付けないかんわけよね。

荒尾主査 はい。基本はそうです。

原委員 だけどこここに●●●って書いとるけ、みんながおかしいってなるわけよ。説明聞いて今やっと分かったけどね。ややこしい説明を。

大場委員 ほんとは駄目なんやろ、ようするに。

原委員 ほんとは駄目なんよ。

大場委員 お母さんの名前やき許可が出とるってことなんやろ。

荒尾主査 お母さんの名前なんで結局ご本人じゃ、もしご本人だったらそれはもうこの人の土地だから絶対貸してくださいとなるんですけど、どうしてもお母さんの土地で管理しているのが息子さんということなんで、こういった形にしています。推進機構の方にこういった土地がある場合、全部貸すことが大事なのかそれとも所有者が土地を持たないことが大事なのかどっちが大事なのか聞いたら、とにかく所有者が土地を持たない状態でリタイアということを確認できる状態にして

くださいと言われたんですよね。

原委員

ほんとはこれをちゃんとして、全部をそういうふうにしてからすればよかったけど、時間がないけんって言ってあんたがいい知恵を教えてやったからこうなったんでしょ。だからあんまり無理してそうすると、こういうとこでわーわーなるでしょ。向こうから逆に相談があったならいいけど。こんな手もありますってことを教えたらやっぱつまらんってことになるよね。だから少しみんなが不思議に思っとるわけよ。

春本敏典委員

この件ね、県の推進機構に今日決定したんでしょ。それで今日これかかっていいわけ。

荒尾主査

そうですね。

春本敏典委員

いいわけ。

荒尾主査

本来だったら1ヶ月間わけて。ただこれは推進機構の方からスケジュール的なところもあるんで。

金子委員

そげなことあるかい。

春本敏典委員

今日これ通ったんだから、来月これかけてくださいってなら分かるよ。これなら横流れやん。

原委員

同時やけんね。絶対いいってことが認められたってことで。

大場委員

これ却下されたらどうするわけ。その可能性もあるが。

荒尾主査

現実的に考えたら、例えばこれ保留にするとしたら、まず貸し出し自体は、要するに例えば2月にかけて推進機構から鷺谷さんに貸すことを可決された場合は、それは利用権設定でここに5月からってなるんですけど、それは5月から利用権設定はされます。ただどうしても今の経営転換協力金の関係で2月になったら県の公募の関係で、平成28年度の事業になってしまうんです。平成28年度の事業になったら事業自体があるか分からないのと、申請時期っていうのが29年の1月になりますき。

春本敏典委員

ただ今これしとかんと、要するにこれにのらんからやりよるんやと。推進機構もおかしいよね。

大場委員

推進機構がそうしてとって来たわけ。

荒尾主査

これは県の方ですね。県の方から要するに来年度事業にのれるか分からないんで、そういった関係でからスケジュール的にちょっとこういう形ですけど早めるような形ですね。どうしても27年度事業で行いたいということだから。

大場委員

駄目やろ。

金子委員　　いいですか。さっきも大場委員言ったけど農業委員を無視しとるような感じね。県の推進機構が言ったら通るんやないんかって感じよね。こっちがお願いする時は通らんで、向こうが言う時には簡単に農業委員会通るやろって感じやないかなって思うんですよ。今まで1ヶ月過ぎんと駄目って却下した例ってのも何回もあるからね。そこらへんでやっぱり、なんぼ枠があるって言ってもちゃんとそれに沿っていかないけんのやないかなと思うんですよね。もうちょっと早くすればね。先月の時になって感じだね。

荒尾主査　　先月の時は、まだあがってなかったんですよ。色々ちょっと要件とか確認したりして。12月以降その、1月の総会がどうしても協議になってしまったんで。

原委員　　そういう時もこれ同時に出すのは無理やったんやない。農業委員会で反対になるかもしれんって、逃げ道作っとかんけんおかしなるんよ。それそうした方がいいよ絶対に。そういう可能性がありますよってことをね、大丈夫でしょうとか言っているとは思いません。

荒尾主査　　そういったことは言ってないです。

在津委員　　議長ちょっといいですか。これ基本的に農業委員会にかけないけんわけですか。

荒尾主査　　そうです。そこは出し手さんと推進機構、推進機構と受け手さんの利用権設定になりますけ。間に推進機構をかました利用権設定になりますね。なんで農業委員会の可決が必要になります。

秋元議長　　課長どうなん。

荒木事務局長　　こういった機構が入ってきたので、要するに農業の円滑化をするための事業ですから、すんなりこのまま行けるかなと思ったんですけど。ただそういった時期的なものとかが、ちょっとおかしいよということになればですね。

大場委員　　保留せなでしよう、もうこれは。

原委員　　貸すこと自体は認めてあげればいいんよね。

荒木事務局長　　先に一旦貸し手と推進機構のぶんを認めて、それが終わってから推進機構から鷺谷さんっていう話しですよ。

春本清治委員　　そうそう。順序としてね。

大場委員　　お金とかは向こうの都合よね。

荒木事務局長　　荒尾の方も農林と話しをしながら、こういう方向でいいん

じゃないかという結論になったと思うんですよ。うちとしては推進機構がかんどるということで、そういうふうな流れになってしまったんですけど。後のぶんが一緒になつとるですからね。

原委員　　ちょっと確認のためもう一つ聞きたいんですけど、例えば5反持つとる人が3反人に作ってもらいよって2反は自分でしよると。ただ歳をとってしまっでできないから2反だけを貸すってことはできるわけ。

荒尾主査　　それはできないです。いや、機構に貸すこと自体はできますけど協力金の対象になるかって言ったら別の話しになります。推進機構は貸し出しするぶんについては特に制限があるわけじゃないんで。ただ作り手さんが担い手さんになってくるってのはあります。個人さんというよりは、例えば人・農地プランにのっている担い手さんですね。推進機構の目的自体が農地を集積してその地域の担い手さんに土地を貸して、どんどん大きな農家を作っていくたいってのが元になります。だから貸し出し自体は問題なくできます。貸し出していただければ例えば、お金の貸借料のやりとりとか機構が間に入ってしてくれるんで。

原委員　　そしたら作ってもらいよる3反を解約して1年待ったらできるわけ。

荒尾主査　　今で言ったらそういうことになりますね。

原委員　　そういった話しがあるもんやけね。あんまでたらめは言われんもんやけ無理とか言ったら、案外こういう方法がありますよってのがあるかもわからんけね。それを上手く利用するんじゃないで、ほんとに困つとる人がおるけんね。2反できないで作り手がおらんって人がおるからね。

大場委員　　もう1回いいですか。これはいくらかで推進機構から借りるわけ。

荒尾主査　　年額●万円ですね。どうしても最初は物納でって話ししよったんですけど、機構の方から物納が駄目で金納でしてくださいってことなんで。じゃあそこは●万円ですってことで。

原委員　　いやいやお金やなくていつまでって意味なん。

春本敏典委員　　10年間やろう。

荒尾主査　　10年間ですね。ちなみに支払いの時期は11月の末となっています。

大場委員 6反●万円って安いね。
田口委員 そしたら5反だろうと8反だろうと●万円は●万円なん。
荒尾主査 そうですね。
春本敏典委員 そしたら8反借りたら1反●千円ぐらいたい。
荒尾主査 それはもう出し手さんの要望を聞いてからの話しですからね。

大場委員 貸し手っていうのは推進機構やろ。
荒尾主査 貸し手は、推進機構を間に挟むんですけど。
大場委員 そしたら●●さんと鷺谷さんが話して1万なら1万、5千なら5千でもいいってことたいね。

荒尾主査 お金に関しては●●さんと機構が話して、じゃあいくらなら貸しますかって話して、そこで●●さんが機構にじゃあ●万なら貸しますってことで、●●さんの方から金額はあがっています。それで受け手さんの方が●万ならいいですよってことから、それで機構が間に入ってからお金を貰って出し手さんに払うって形ですね。

秋元議長 これはもう今日決めな悪いんかい。
荒尾主査 ぜひ。
大場委員 この条件で決めにくいやろ、はっきり言って。
原委員 私も決めてあげたいけどね。そうじゃないとまた1年間困るとか言うなら。

在津委員 絶対決めないけんのなら、最悪の場合1週間後でも臨時でまた総会開いて、今日は保留にしとかんと前の案件とかもずっと1ヶ月遅らせて来とるわけやけ。

原委員 1週間後じゃ間に合わんわけ。
荒尾主査 間に合わないです。
金子委員 いつなら間に合うん。今日じゃないと間に合わんと。
荒尾主査 はい。
大場委員 絶対許可がとれるという確信の元でしとるってことやん。
荒尾主査 いえ、そういうことではないです。
荒木事務局長 結局うちだけの判断じゃないですよ。農林がここまでって期限を切って言われとるし。うちも決定ありきでしとるわけじゃないんですよ。ただ今説明できるのは今の範囲まででしかないし、これ以上の説明は難しいですしね。

春本敏典委員 今日決めな駄目ってこと。
秋元議長 今日決めてくれってことやけ、みなさんどうしますかね。

賛成してくれますか。

大場委員 前例が1ヶ月待てとかしとるからね。そしたらこれだけはいいんかってなるからね。

荒木事務局長 荒尾、今日これ決めれんやったらどうなるん。これできんとか、ずっと永久的に。

荒尾主査 貸し出しはできます。ただ事業自体が28年度になるんで、要するに鷺谷さんの方が経営転換協力金の担い手さんになれるかどうか、ちょっとまだはっきりしてないんですよ。28年度の要項が出てないから。それと申請時期が29年の1月か2月になるんで1年遅れるんですよ。貸し出し自体はできます。

荒木事務局長 1月いっぱいじゃないってこと。要は。おれが言いよるのは、結局今日決めとかんで例えば1週間なら1週間待っても駄目なんかって話したい。1月越えたら駄目なんか。

荒尾主査 1月越えたら県の公募に間に合わないんで、27年度事業では行えません。

荒木事務局長 要するに●●さんが出して来るのが遅かった。それもあるんか。結局前の総会の時には出せんやったんやろ。期間的に。そんで今回しか出せませんでした。そして受ける方も1月いっぱいしか期限がないのでこの短い中で決めるしかないったい。

荒尾主査 ただ公募の話しも、県も12月の総会の後に話しが来たんですよ。話しが来てこうしないと27年度事業に間に合わないからということですね。

在津委員 これは今度初めてやから、今からも出てくると思うんですよ。スケジュール的に絶対今日通しとったら、後から出て来るぶんも通さないかんくなるけん。今日はちょっと初めての問題やし。仮に明日でも駄目なん。明日やったら今週間に合うやろ。

荒尾主査 明日やったら県に言ってみて。

春本敏典委員 荒尾君、県に言っとか県がどうとか問題じゃないと。赤村農業委員会の話しなんやから。これは在津委員が言うようにこれからも出てくる話しですから、これ通してこれは通さんかったってなったら役場はおおごとするよ。絶対出てきますよこの問題。

荒木事務局長 ちょっと聞いていいですかね。結局のところ要するに段階

的な問題ですよね。

春本敏典委員 会長がみなさんに諮ったらいんじゃないですか。賛成にするのか保留にするのか。

秋元議長 賛成か保留かどっちかにしますので採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手者なし)

秋元議長 そしたらこの件については保留ということになります。

(鷺谷委員入室)

秋元議長 鷺谷委員さんに報告します。この中間管理事業のぶんについては、内容がみんな分からんたい。それやけ保留にしますということになりました。

鷺谷委員 ちょっといいですか。分からんから保留ということは私も意味が分かりませんが。

秋元議長 内容がね。

鷺谷委員 その返事では私も納得がいきませんが、そういう形であれば、農業委員さんが分からんから保留すると今聞きましたから、それでは納得いきませんがそれが本当ならば何か私も処置をしたいと思います。これは申請者に対する、農業委員が分からんということは、こういう農業委員さんではどうかと思います。こういうことであればみなさんも納得いかんと思います。いきます。

大場委員 いきます。今農業委員会の話した中で同時進行でいってますからって話しになったんですよ。

鷺谷委員 いえいえ。私が言ってるのは、会長が言っているその言葉で審議されないということであれば、総会の中で議会でも一緒だと思います。そういうことはないと思います。

秋元議長 そけね、何でこれもうちょっと早く出してくれんやっただのかって言うのが一つ。それと今日決めな駄目っていうのは、みんなはっきりいって見ても初めてこんなのが出るんやけね。

鷺谷委員 初めて出るっていっても、これは4、5年前からある事業なんです。まず農業委員さんっていうのはこういう事業を推進しなきゃいけない立場なんです。自分で勉強してこういうものをまず、役場の方からずっと説明をしてきております。

金子委員 いいですか。今鷺谷委員が言っておりますけどね、これは4年前からあることは私も知っております。みんなを侮辱す

るのはおかしいと思います。私たちがこれを保留したのは、●●さんが機構に貸しますよってのが今日出たんですよね。それがまた横流しで鷺谷さんに機構から貸しますよってきたのがおかしいんじゃないですかって理由で保留になったんですよ。

鷺谷委員

いや、これはですね事務局から説明があったと思いますけども、機構というのは10月に締め切りなんです。10月からきてる仕事なんです。だからみなさんが個人が行っている利用権設定と一緒に今日しか、これでいいますとこれの前の審議と一緒になんです。みなさんに始めから事前審議を行うわけではないんです。利用権設定っていうのは、こんなふうに貸しますよという審議を行うわけです。ここの審議と一緒になんです。

金子委員

いいですか。そしたらですね、今日機構に貸しますよって●●さん出たのは、私例えば春本さんに今日貸しますよってのが今日かけますか。そしたら木村さんに。

鷺谷委員

それはあるんじゃないですか。

金子委員

今までは全部1ヶ月後にしよったですよ。

鷺谷委員

いや、今日しますよじゃなくて、今日審議にかけますよということです。今日しますよじゃないんですよ。今日審議にかけたんですよ。

春本敏典委員

会長休憩におとしてください。

秋元議長

休憩します。

(暫時休憩)

秋元議長

再開します。次回総会は2月5日の金曜日13時30分からです。それでは第19回農業委員会の総会を閉会します。

(閉会 10時40分)